

平成13年度当初予算 基本事務事業目的評価表

[基本事務事業名] 住民参加のまちづくり推進事業(101)

[評価年月日] 平成12年11月21日

[担当部課名] 県土整備部 まちづくり推進課

[記入課名・課長名・電話] まちづくり推進課長 野田 素延 059-224-2352

1 総合計画の政策体系上の位置づけ

政策 : まちづくりの推進 (V-4)

施策 : 住民参画によるまちづくり (1)

総合計画の目標項目 : まちづくり協議会数

波及効果・副次的効果を及ぼすと考えられる施策 : 市民活動に対する支援

2 基本事務事業を巡る環境変化(過去、現状、将来)

従来の都市は、縦割り行政の主導により、ハード優先で進められてきたため、画一的なまちが出来上がってきている。また、近年の少子・高齢化、自然・住居環境の悪化といった社会現象も現れ、それぞれの地域を守り、まちの歴史や風土を生かした個性的なまちづくりを進めようとする意識が高まりつつあります。これからは、成熟社会と見つめつつ、住民の主体的なまちづくりへの取組を促進し、行政と住民がパートナーシップにより、進めること大切である。

3 基本事務事業の目的と成果

3-(1) 対象と意図(何をどういう状態にしたいのか)

個性的な魅力あるまちづくりをしていくために、住民や市町村に「住民参画のまちづくり」の理念について普及啓発を図る。そうすることにより、地域の問題を総合的に考え、「自分たちのまちをなんとかしたい!」という住民が集まり、まちづくり協議会が設置されてくる。まちづくり協議会が多く出来てくれば、住民主体のまちづくりが展開されていく。

3-(2) 成果指標名・成果指標式(総合計画の目標項目には*を付す)

* まちづくり協議会数

$$\text{まちづくり協議会設置率(\%)} = \frac{\text{まちづくり協議会設置目標数}}{\text{まちづくり協議会設置目標数}}$$

変更した場合の成果指標名・成果指標式

$$\text{まちづくり協働指数(\%)} = \frac{\text{まちづくり協議会数} + \text{地区計画策定地区数}}{\text{まちづくり協議会設置目標数} + \text{地区計画策定地区目標数}}$$

3-(3) 設定した成果指標に関する説明(指標動向に影響する要因、指標の有用性、設定の理由など)

まちづくりに関して、住民が参加しようとする動きが出てくると、同じような仲間が集まり団体を組織し、さらに進むと地域の人々が集まりまちづくり協議会が組織されて活動が活発になってくる。

3-(4) 結果(施策における2010年度の目標)

住民、市町村に対して、「住民参画のまちづくり」の普及啓発を図ることにより、住民が主体となってまちづくりをしていくことになる。今後、重要性はますます増大するものと予測され、住民との協働の中で行政と住民の役割分担が明確になってくる。

4 基本事務事業の評価

4-(1) 前年度(11年度)における基本事務事業の結果評価

前年度に行った内容と成果

まちづくり推進課長・道路整備課長・道路保全課長

・住民参画のまちづくり協働事業により、今後のまちづくり活用するため、全国の先進地的な住民参画のまちづくり活動について調査を行った。また、住民の主体的なまちづくりへの取組を促すため講演会、交流会を実施した。

成果

先進地調査により普及・支援・ルール・拠点など、今後予想されるまちづくりに関する事例の収集ができ、市町村に対して情報提供ができた。また、普及啓発活動である講演会・交流会において、住民のまちづくりへの関心を促すことが出来た。

道路整備課長

住民参加のみちづくり事業

- ・伊賀建設部（赤目滝線）と紀南建設部（七色峡線）の2箇所において、事業実施した。
- ・各地区とも住民が参加したワークショップ、みちづくり協議会を組織し、道路計画策定段階から議論を行った。
- ・住民合意のルート案を策定することにより、円滑な事業執行が期待できる。
- ・行政、住民双方に公民協働の意識高揚が期待できる。

道路保全課長

住民参加の維持管理

- ・市町村を対象にした事業説明会の実施 11回（建設部単位）
- ・県政だより6月号への掲載、パンフレットの配布
- ・ふれあいの道里親事業 40団体 美化ボランティア事業 88団体

都市計画課長

- ・租税特別措置法の優良宅地等認定事務について、平成12年度から上野市及び名張市へ権限移譲した。
- ・三重県風致地区内における建築等に関する条例に係る事務の5ha以上の規模について、平成12年度から権限移譲した。これにより全ての規模において権限を移譲した。

建築住宅課長

- ・建築物の完了後の検査申請の徹底の周知を図ったことにより、達成目標40%に対して48%の実施率となった。

前年度に残った課題

まちづくり推進課長

住民がまちづくりに関心を持ち、積極的に関わっていくことが重要になってきているが、地域に根ざしたまちづくり活動を進めていくためには、住民のニーズに基づく行政からの情報提供や、市町村が積極的に取り組む必要がある。

道路整備課長

特になし

道路保全課長

- ・ボランティアの気運は盛り上がっているものの、道路の除草・清掃は、行政（県・市町村）がすべきものという考えが根強く、自主的に世話をするという意識にまでは至っていない。
- ・この事業の条件整備として、活動当初に2年間の現物支給、保険料の負担を考えていたが、事業のインセンティブとしては弱く、継続要望の声がある。
- ・刈草、ゴミの処分が、市町村処分場の能力等から難しくなってきた。

都市計画課長

- ・都市計画法の市街化調整区域内許認可事務の津市及び鈴鹿市への権限移譲。
- ・租税特別措置法の優良宅地等認定事務の全市（残り5市）への権限移譲。

建築住宅課長

- ・建築基準法に係る事務を伊勢市他人口5万人以上の市への権限移管。
- ・建築基準法改正による確認検査業務の民間開放がなされたが、県内において民間確認検査機関の設立がなかった。

4-(2)本年度(H12年度)における基本事務事業の見込み評価

本年度行っている内容と本年度終了時に見込まれる成果

まちづくり推進課長

住民参画のまちづくり協働事業

・先進地調査

平成11年度の先進地調査結果を踏まえ、先進的な住民参加のまちづくり活動を行っている全国の都道府県・市町村の補足調査を行い、今後のまちづくりに活用する。

全国調査 15箇所 県内調査 5箇所

・講演会

県内2地域で、行政も含め住民・団体の方々に集まってお話し、まちづくりの専門家を講師に迎え、住民主体のまちづくりの理念を普及啓発する。

熊野市 テーマ 「個性あるまちなみづくりと住民参加」

楠 町	テーマ 「ケーブルテレビでできること」
紀勢町	テーマ 「住民参加型の交流産業の振興」(仮)

・交流会

県内3地域で民間のまちづくり実践者に交流を深めてもらう場を設け、意見交換や活動報告を行うことによって、相互の一層の発展を図る。

亀山市	名張市
-----	-----

成果

先進調査により、まちづくりの普及・啓発活動、住民参加のルール、活動拠点の整備などの情報を集約し、今後予想される県のまちづくりに活用し、各市町村や住民に対しても情報提供を行う。また、講演会、交流会を通して住民への普及啓発を図られ、まちづくり実践者の力量向上につながる。

道路整備課長

- ・伊賀建設部（赤目滝線）、紀南建設部（七色峡線）について昨年度に引き続き継続し、あらたに鈴鹿建設部（鈴鹿環状線）と志摩建設部（磯部大王線）を加えて4箇所事業実施した。
- ・各地区ともワークショップ、協議会を組織し、計画案の検討を行った。
- ・住民合意のルート案を策定することにより、円滑な事業執行が期待できる。
- ・行政、住民双方に公民協働の意識高揚が期待できる。
- ・継続実施した伊賀建設部、紀南建設部においては、ルート計画案（1案）を策定した。

道路保全課長

- ・平成12年度から県の保険料負担を（3年目以降も）継続することとする。
- ・里親団体、美化ボランティアの新規開拓について、
4月に道路を利用する頻度が高い運送・流通業約100社に文書にて参加依頼要請
8月に県内郵便局（東海郵政局）、金融機関（百五・三重・第3）に赴き、事業の紹介と里親団体の要請を行った。
- ・啓発、PR
三重テレビ県政ウォッチングで、里親団体の活動状況、ふれあいの道里親事業及びアダプト制度の紹介を行った。（6月24日取材、7月14日放送）
- ・ボランティア団体、里親団体のネットワークづくりを行う。

都市計画課長

- ・租税特別措置法の優良宅等認定事務の全市（残り5市）へ権限移譲する。
（平成13年度から対象5市へ移譲する予定。）
- ・都市計画法に係る許認可事務の市街化調整区域内について、平成14年度から津市及び鈴鹿市へ権限移譲を行うため、両市の合意が得られるよう働きかける。

建築住宅課長

- ・建築基準法に係る事務について、原則として人口10万人以上の市に対してはすべての権限を、人口5万人以上の市については、軽易な建築物に対する限定された権限移管を働きかける。
- ・県内において民間確認検査機関が1機関設立された。
- ・平成12年4月1日から完了検査に加え、一定規模以上の特殊建築物について中間検査を導入し、建築物の安全性の確保の期待に応えている。

本年度残ると思われる課題

まちづくり推進課長

住民がまちづくりに関心を持ち、積極的に関わっていくことが重要になってきているが、地域に根ざしたまちづくり活動を進めていくためには、住民のニーズに基づく行政からの情報提供や、相談窓口、まちづくりの普及・啓発、研修等、多様な機能を持った組織が必要とされている。

道路整備課長

道路計画策定に関する情報提供に努めているが、ワークショップに参加している住民とそれ以外の住民の間で道路計画策定に関する理解度に差異が見られる。

道路保全課長

- ・ボランティアの気運は盛り上がっているものの、道路の除草・清掃は、行政（県、市町村）がすべきものという考え方が根強く、自主的に世話をするという意識にまでは至っていない。
- ・刈草、ゴミの処分が、市町村処分場の能力等から難しくなってきた。

都市計画課長

・都市計画法に係る許認可事務の市街化調整区域内について、平成14年度から津市及び鈴鹿市への権限移譲。

建築住宅課長

・建築基準法に係る事務を伊勢市他人口5万人以上の市への権限移管。

5 基本事務事業の改革方向

まちづくり推進課長

住民参画のまちづくりの方向は、長期的、総合的な視野に立って、県内部の改革をすすめるとともに種々の誘導施策へシフトを進める必要がある。また、県内部での積極的な横断展開をはかるうえで、県の全ての分野が関心を持ち参加すべき問題であり、住民満足度向上のため、県が実施する公共事業等の計画段階から、実施段階、将来の維持管理等を含めた総合的な住民参画の仕組みづくりを確立する必要がある。

道路整備課長

特になし

道路保全課長

・県の除草・清掃に対する考え方並びに事業を周知していく。その中で、県と地域住民との役割分担を明確にしていく。
・草刈りの堆肥化を試行的に実施すると共に、堆肥の供給ルートを開拓していく。

都市計画課長

・都市計画法、建築基準法の施行権限を主な市への権限移譲又は委任を推進することによって、秩序あるまちづくりの趣旨を徹底する。 都市計画課長、建築住宅課長

建築住宅課長

・中間検査及び完了検査の徹底等により、建築物の安全性を確保する。
・現在の事務は机上事務が主となっているが、権限移管、民間確認検査機関の活用によって生じた余力により、違反対策・維持保全の充実へとウエイトのシフトを行い、制度の実効性を確保する。

6 成果指標値及びコスト等の推移

	成果指標値		総合計画 目標数値	予算額等(千円)	必要概算 コスト(千円)
	目標	実績		所要時間(時間)	
前々年度 (H10年度)	% 31	% 31	地区 10	52,054 111,912	519,846
前年度 (H11年度)	31	31	11	65,309 125,959	588,039
本年度 (H12年度)	37		13	82,749 131,152	627,030
本年度補正後 (H12年度)	37		13	19,723 1,792	27,231
翌年度 (H13年度)	43	——	15	97,670 132,944	654,705
計画目標年次 (H 年度)	43	——	15	——	——

7 翌年度(H13年度)の基本事務事業における事務事業戦略プランシート(PPM：Project Portfolio Matrix)

〈必要概算コスト： ☆5億円以上 ◎～1億円 ◇～5千万 △～1千万 ・1千万未満 *休止・廃止〉

基本事務事業の成果向上への貢献度合

直接的に貢献する

・住宅宅地関連公共施設整備促進事業→

間接的に貢献する

・住民参加の維持管理 ↑
△住民参加型みちづくり事業 →

・住民参画のまちづくり協働事業 ↑
・開発等の許認可事務 ↑
◇建築基準法施行事務 →
△住宅金融公庫事務 →

貢献度合の考慮外
～活動基盤となる
事務事業など

*開発管理市町村交付金（廃止）
・建築基準法市町村交付金 →
・建物統計調査事務 →

即効性（2年以下）

中期的（3年～5年）

長期的（6年以上）

効果発現までの期間

※ 各事務事業名の右に付した矢印は、それぞれの事務事業に対する力の入れ具合である「注力」の変化の方向を表している。

8 基本事務事業を構成する事務事業の詳細
新規事務事業には、事務事業名に(新)を付す

事務事業名 (担当課)	成果指標名	事務事業の概要	13年度 予算額 (千円)	予算額 前年度比 (±千円)	13年度 所要時間 (時間)	所要時間 前年度比 (±時間)
住民参画のまちづくり 協働事業 (まちづくり推進課)	まちづくり協議会設置 率	住民、市町村に住民参画のまちづくりを進めるための、人づくり、仕組みづくりを支援する	5,398	3,602	7,155	0
住民参加型まちづくり 事業(再掲) (道路整備課)	協議会・ワークショッ プ設置数	計画策定段階からルート案を主体に地域づくり全般について 公民協働で検討する協議会やワークショップを組織し、道路 事業への理解や協力度を高める。	12,000	8,000	5,150	3,650
住民参加の維持管理 (再掲) (道路保全課)	助成制度利用団体数	自治会、ボランティアなどの道路愛護団体に、道路の一定区 域で、年間を通じて、除草、清掃等の維持管理を実施してい ただくため、活動に必要な材料費・保険料を負担する。これ により、道路への愛着を持っていただき、道路に「住民参加 の維持管理」を確立する。併せて、維持管理に協働の意識を 浸透させていく。	3,190	2,850	9,620	0
開発等の許認可事務 (再掲) (都市計画課)	水準確保・的確・迅速 率	法等による規制により、都市の計画的市街化を図り、また公 共施設の整備された且つ安全な宅地造成を求め、一定水準を 保った宅地供給によりまちづくりに寄与する。	3,644	604	32,708	505
住宅宅地関連公共施設 整備促進事業 (都市計画課)	認定率	住宅宅地関連公共施設整備の促進を図るための国への要望業 務	0	0	4,130	0
建築基準法市町村交付 金 (建築住宅課)	経由率	建築確認・建築許可等の受付窓口として、経費の一部を県と して補助する。	5,007	379	50	1
建築基準法施行事務 (建築住宅課)	検査済証交付率	建築物が建築基準法に適合しているか審査し、遵守させるこ とで、安全で快適なまちづくりに寄与する。	56,062	28,644	46,254	780
建物統計調査事務 (建築住宅課)		建築主から出された建築工事届からデータ作成し、今後の都 市づくりに必要な各種のデータを得る。	963	121	2,817	15
住宅金融公庫事務 (建築住宅課)	住宅金融公庫利用率	公庫の建築基準に適合しているかどうかを書類審査及び現場 審査において確認する。	11,406	931	25,060	357